

千葉県告示第766号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、令和2年5月20日に千葉県告示第427号で指定した、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）の全部について指定を解除したので、同条第5項において準用する同条第2項の規定により告示します。（指定番号 指 - 37）

令和2年9月23日

千葉市長 熊谷俊人

1 指定を解除する区域

指 - 37 要措置区域

千葉市花見川区犢橋町1660番1、1661番1、1663番5、同番6、2070番7及び同番8の各一部（別図1及び2のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

（1）ふっ素及びその化合物

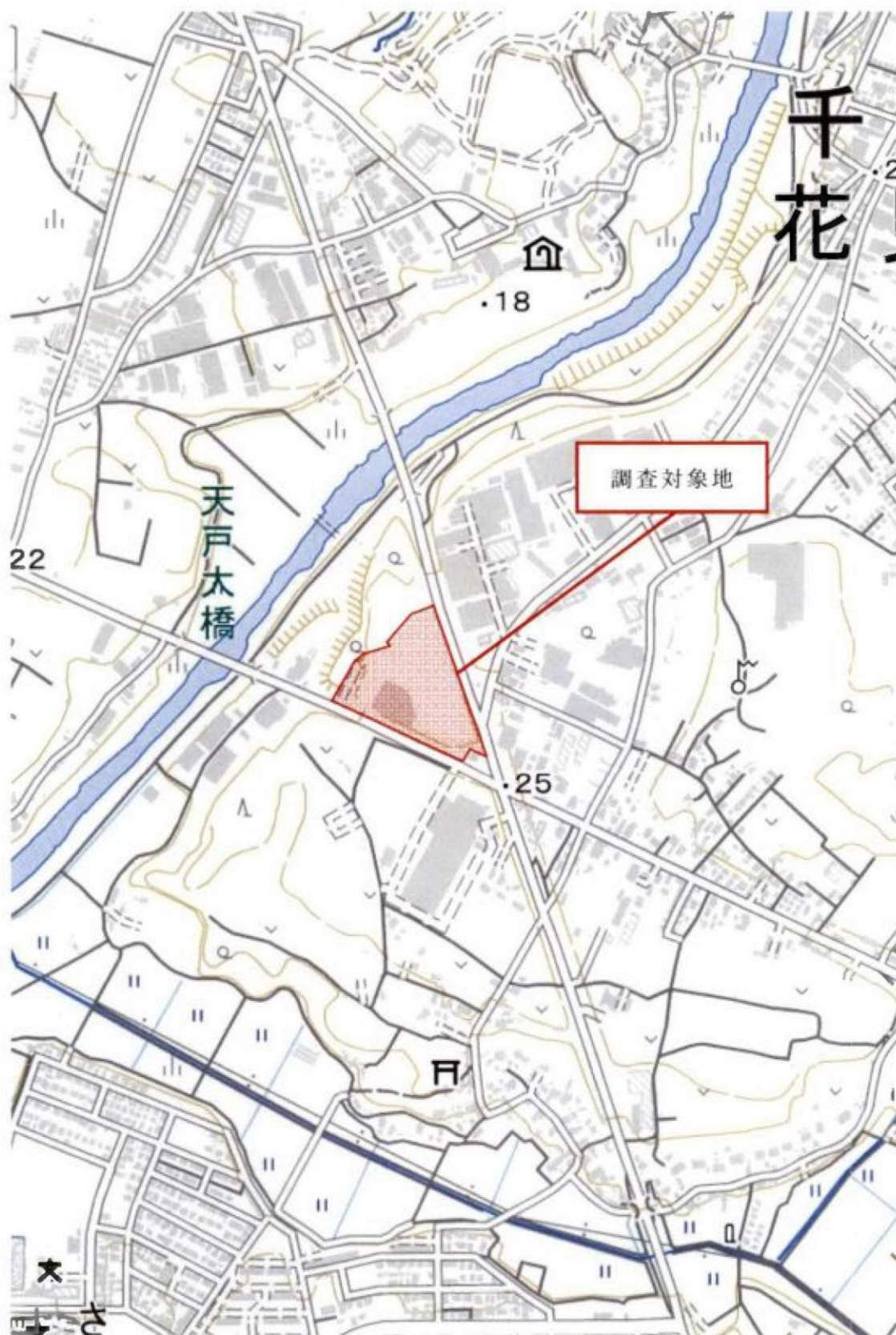
3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

（1）該当なし

4 当該区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

(別図1)



(別図 2)

